

平成30年度 岐阜県教科用図書選定審議会（第1回）会議録

日時：平成30年4月27日（金） 午後1時30分～午後4時30分
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の辞令書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席による審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会義務教育総括監挨拶

- ・ 義務教育段階の子どもたちが手にする教科書というのは、国民の税金で給付され、全ての児童生徒に給付されているものである。昨年度も、約416億円の国予算がつけられている。
- ・ 児童生徒は、教科書を学習の主たる教材として、新しい知識を身に付けながら、主体的に学習していく学び方を身に付けていく。今の子どもたちは、本当に本が読めていないのではないか、読解力というのは十分に身に付いていないのではないかという批判もある。教科書を通して、どんな力が付いたのかということを今後、私たちも検証していかなければならない。
- ・ 教科書は、採択権者である市町村教育委員会の判断と責任によって、公正に採択される。そのために、本会は、県教育委員会としてどんな支援をしていくかということについて皆様の御意見を伺う会である。教科書採択については県民の皆様の関心も高く、採択結果やその理由について、保護者や地域住民の方々に対する説明責任が問われる。
- ・ 3年前の平成27年度に教科書採択の公正性・透明性に疑念を抱かせるような事案があった。県教育委員会としては、より一層、公正確保の徹底に万全を期していくということで取り組んでいく。
- ・ 本年度は、特に中学校用教科書として新たに「特別の教科 道徳」の教科書採択の年となる。皆様方から忌憚のない御意見を賜りたい。

3 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員としてお願いした方は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
 - ・ 義務教育諸学校の校長及び教員
 - ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局の職員等
 - ・ 学識経験者

4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等について説明

- 選定審議会の任務等の説明
 - ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 平成30年8月31日まで）
 - ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
 - ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
 - ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教

育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。

- 「岐阜県教科用図書選定審議会 運営方針」の説明
 - ・ 運営方針については、昨年度のこの会で、一昨年度の事案を受けて、本審議会の会務や運営に係る内容のうち、慣例的に行われてきた部分について明文化し、方法や責任の所在を明らかにしたものを提案させていただいた。
 - ・ 今年度は、「教科書協会等から送付された教師用指導書及び教科書準拠周辺教材関与者名簿で、利害関係を有する者でないことを確認する。」旨を付加して、公正性・透明性を一層確保し、県民の皆様に対して説明責任を果たすことができるようにした。
- 採択事務・日程等の説明
 - ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
 - ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに行わなければならないとされている。
- 議事内容の説明
 - ・ 審議事項：次の4点
 - (1) 県教育委員会諮問事項：平成31年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
 - (2) 専門調査員の委嘱（案）及び調査員会の日程（案）について
 - (3) 平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の調査研究資料（案）について
 - (4) 平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究資料（案）について
 - ・ その他の事項：次の3点
 - (1) 教科書採択における公正確保の徹底について
 - (2) 平成30年度教科書センターについて
 - (3) 平成30年度使用教科書について

5 平成30年度選定審議会の会長、副会長の決定及び挨拶

- 会長、副会長の選出
 - ・ 「岐阜県教科用図書選定審議会規則」第2条の規定により、本会の会長及び副会長は互選により定めることになっている。会長、副会長各1名の選出をお願いする。
 - ・ 会長に、別府哲委員
 - ・ 副会長に、松井徹委員
- 会長挨拶
 - ・ 委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、活発に議論して実りある会としたい。

6 議事

(1) 審議事項

① 県教育委員会諮問事項

平成31年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
--

【事務局より】

- ・ 採択基準（案）の説明

【審 議】

会 長： 事務局より、一連の文科省通知に基づいた変更点の説明を受けた。意見や質問を承る。

委 員： 「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科書の採択について、「例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となる」とあるが、県全体の動きとして、小学校の教科書については専門調査員を置かないということが進んでいるのか。

事務局： 情報として得ているところは、専門調査員を置かずに、前回の採択替え時に作成した資料を使いながら、調査研究を進める採択地区が多いという状況を把握している。

委 員： 各採択地区の協議会が、調査員を置かなくてもよいという理解でよいか。

事務局： 調査員を置くことについては、採択地区が判断することである。

委 員： 採択地区協議会が行うべきことを明確に示した通知になるよう、県の教育委員会から文科省に意見を出していただきたい。

事務局： 御意見として承る。

会 長： 諮問事項である採択基準案について、異議のない方は挙手をお願いしたい。

委 員： （全員挙手）

会 長： お認めいただいたということで、この審議結果を、後日、県教育委員会に答申する。

② 審議事項

専門調査員の委嘱（案）及び調査員会の日程（案）について

【事務局より】

- ・ 専門調査員の委嘱（案）及び調査員会の日程（案）の説明

【審 議】

会 長： 意見や質問を承る。

委 員： 意見なし。

会 長： 調査員の委嘱（案）及び日程（案）について異議のない方は挙手をお願いしたい。

委 員： （全員挙手）

会 長： 御異議がないと認める。では、本（案）をもって、調査員を委嘱し、調査を進めることとする。

③ 審議事項

平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の調査研究資料（案）について

【事務局より】

- ・ 平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の調査研究資料（案）の説明

【審 議】

会 長： 意見や質問を承る。

委 員： 県の専門調査員は多くいるが、意見を一つにまとめるばかりでなく、一人一人の意見の違いをどのように資料の中に示していくのか。

事務局： 7名の調査員で手分けをしながら8者の教科書それぞれを調査する。ただ、一人の視点で見るとはではなく、複数の調査員で検討した上で客観的な事実として記載していく。

委 員： 小学校の着眼点とほぼ同様ということだが、「分量」などはカウントすれば出てくる。一方で、「特徴」や「読みやすさ」などの判断は人それぞれである。それらの違いを一つにまとめるのは難しい。例えば、ある点について、「適切」が3名、「適切ではない」が4名というような示し方をすることはできないか。大変難しいことであることは分かるが、地区の採択の資料として使用することを考えると、そうしていただきたい。

会 長： 異なる意見があれば、多少反映したものにしていけるとよい。

委 員： 一人の子どもが小学校、中学校と上がっていくわけなので、同じ観点で審議するのはよい。
昨年度の小学校の調査研究を、本年度の中学校の資料作成にどう踏まえるのか教えていただきたい。

事務局： 昨年度の調査研究結果は、最終的には各地区の判断の参考になるような材料であったと思われる。昨年度は、初めての調査研究だったので、調査研究結果の作成に当たっては大変なこともあったが、昨年度の調査研究結果に基づいて作成していきたい。

事務局： 補足する。「この分量が適切かどうか」については、県の調査研究結果の資料には示していない。採択地区協議会において、この量が適切かどうかを判断できるように、事実のみを記載しているということを理解いただきたい。また、昨年度の調査を踏まえて改善しようと考えている。調査研究の進め方や、調査研究の内容など昨年度の経験を生かしていきたい。

委 員： 道徳の評価について、それぞれの教科書において違いがあると思われる。調査項目には出ていないが、「評価」についてはどう考えているか。

事務局： 評価は、学習指導要領によれば、1時間ではなく、1学期間や1年間というまとまりの中で、子どもの道徳性がどのように成長したのか、積み重ねを認めていくことになる。着眼点1（2）に言語活動に関わる部分があるが、各教科書には、書く活動があったり、話し合いを促したりする記述があったりする。例えば、1（2）の言語活動の内容でも判断できるのではないか。

委 員： 違和感がある。道徳の授業ではなくて、道徳教育全体から評価していくという考え方でいくと、教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連という点から、採択地区協議会では、調査項目3から見ていくことになるのではないか。

事務局： 小学校の教科書の中では、道徳は学習の中での評価を示している。ただし、調査項目3の教育活動全体との関わりの観点から見ていくことも大切であると考えます。

事務局： 「評価」については、大事な観点である。いったん事務局に預からせていただき、今後明確に伝わるような資料に修正し、会長に諮った上で示したい。

会 長： 資料を示していただき、会長、副会長で判断させていただくということでよいか。

委 員： 異議なし。

会 長： この点を踏まえて御了解を得られたということでよろしいか。

道徳の調査研究資料案について、異議のない方は挙手をお願いする。

委 員：（全員挙手）

会 長： それでは、一部修正を含めるということで、御承認いただいたということで進めさせていただきます。

④ 審議事項

平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究資料（案）
について

【事務局より】

- ・ 平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究資料（案）の説明

【審 議】

会 長： 意見や質問を承る。

委 員： 意見なし。

会 長： 平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究資料（案）
について異議のない方は挙手をお願いしたい。

委 員：（全員挙手）

会 長： 御異議がないと認める。では、本（案）をもって、調査を進めることとする。

(2) その他の事項

① 教科書採択における公正確保の徹底について

【事務局より】

- 「教科書採択における公正確保の徹底等」に係る岐阜県教育委員会の取組について
 - ・ 平成28年5月31日付けの通知で、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる、極めて公共性の高い教科書は、その著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても「いかなる疑惑の目も向けられることのないよう」にしなければならないことを、改めて全ての学校職員に伝えた。
 - ・ 一昨年度から、全採択地区の協議会委員・調査研究員の委嘱に当たっては、教科書発行者との関わりについて自己申告していただく確認票を事前に求めることとし、実際に全ての採択地区において実施された。このことは、今後も継続する。
 - ・ 本年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書及び高等学校用の教科書について検定申請の受け付けが行われることになるため、申請受理種目及び期間を踏まえ、県内全ての小学校、中学校及び義務教育学校の職員に対しては、文部科学省からの通知を参考に、平成28年度に配付した研修資料を用いて、再度の研修を実施するようお願いしているところである。このように、教科書採択の公正確保については、引き続き、市町村教育委員会とも連携して、適切な教科書採択が実施されるよう、努めていく。
- 「各市町村教育委員会における採択に係る議事録の公表」についての説明
 - ・ 採択地区協議会の議事録については、すでに全地区において公表がなされているところであるが、各市町村教育委員会の会議の議事録についても、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、新たに作成・公表の努力義務が課せられることになった。
 - ・ 平成27年10月に、文部科学省により実施された「教科書採択状況調査」の調査結果によると、「市町村教育委員会における公表について」では、岐阜県においては、採択地区協議会の議事録については、全地区において公表がなされているところであるが、各市町村教育委員会の会議の議事録については、100%の公表には至っていない。採択に係る教育委員会の議事録については、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、新たに作成・公表の努力義務が課せられることになり、平成27年度においては70.7%、29年度には83.3%（*平成28年度においては、調査項目なし。）と上昇の傾向がある。県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行ってまいりたい。

② 平成30年度教科書センターについて

【事務局より】

- ・ 県内の教科書センター及び分館は本年度より、岐阜市教科書センターが市立図書館に移るとともに、従来の2か所も引き続き分館として残すという措置をとったため、県全体としては新たに1か所増え、41か所となった。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館があるという状況である。
- ・ それぞれの教科書センター及び分館においては、法定展示の期間である6月15日からの14日間はもちろん、この期間以外でも県民の皆様にも公開するよう努めている。
- ・ 市町村教育委員会、教育事務所等の協力・連携のもと、岐阜県図書館など土日・祝祭日にも閲覧していただける会場もある。

③ 平成30年度使用教科書について

【事務局より】

- ・ 本年度は小学校の「特別の教科 道徳」以外の採択替えを行うとともに、小学校の「特別の教科 道徳」及び中学校の「特別の教科 道徳」以外の教科書について、この一覧表にあるものを、平成31年度使用教科書用図書として採択する運びとなっている。

平成30年度 岐阜県教科用図書選定審議会（第2回）会議録

日時：平成30年6月4日（月） 午後1時30分～午後4時30分
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席による審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会義務教育総括監挨拶

- ・ 第1回審議会において答申された「採択基準」について、5月23日の定例教育委員会において報告し、各市町村教育委員会等に通知した。
- ・ 本日は、県教育委員会が作成した「調査研究結果」の資料について審議をいただく。本資料は、各採択地区協議会において活用されるものとなる。
- ・ 本日は、皆様方にその報告とともに、教科書見本を実際に見ていただき、御意見をいただきたい。また、今後の教科書採択について、公正確保の観点から県教委の在り方について、皆様の忌憚のない御意見をいただきたい。

3 経過報告及び審議内容等について説明

- 経過報告
 - ・ 県の「採択基準」については、5月9日付けで各市町村教育委員会教育長、各特別支援学校長、国立大学法人の小・中学校及び私立小・中学校長宛て、通知した。
 - ・ 第1回選定審議会にて御審議いただいた、平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の調査研究資料については、前回の意見の中にあった「道徳の教科書の中にある評価への配慮」について、事務局で検討した。調査項目の3に「評価にかかわること」を加え、「着眼点及び調査の方法」に「評価への対応について、どのような工夫があるか。」という着眼点を加えることとした。また、1（2）の着眼点の言語活動に関して、「ペアでの対話やグループによる話し合い」に加えて、「自分の考えを書く」ことも着眼点に加えることとした。
 - ・ このことについて、会長にお認め頂き、「調査研究資料」として5月15日付けで各市町村教育委員会教育長宛て送付した。
 - ・ このように定めた着眼点と調査の方法に基づき、5月11日と22日の両日、専門調査員会を実施し、調査結果をまとめた。
- 審議内容の説明
 - ・ 審議事項：次の3点
 - （1）平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の調査研究結果（案）について
 - （2）平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究結果（案）について
 - （3）平成31年度使用義務教育学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料【特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用】」（案）について
 - ・ その他の事項：次の1点
 - （1）教科書採択における公正確保について

4 議事

(1) 審議事項

① 平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の調査研究資料結果(案)について

【事務局より報告】

- ・ 調査研究は、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書」、「日本文教」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」の8者の発行者、8種類の教科書について行った。
- ・ 着眼点1－(3)の「読み物教材の登場人物に自我関与する学習や問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習」について、調査の方法の「着眼点」に示した三つの学習の内容や分量はどのようなか。」を共通して取り上げ、それ以外に各者の特徴が表れている項目を一つ選んで報告した。

【審議】

会長： 意見や質問を承る。

委員： 各者の教科書の目次から、約35の教材を35時間で実施するという意図が分かる。しかしながら、東京書籍の1年生は35の教材がない。このことをどのように考えているのか。

事務局： 東京書籍の1年生の教科書を見ると、例えば、「いじめ」について、「いじめのない世界へ(1)」「いじめのない世界へ(2)」と示してあるが、これに加えて「2つの心」という教材を位置付けて、3時間扱いとして提示している。また、付録の補助教材を活用して35時間分にするという指導の仕方もあるという示し方をしている。

委員： 全ての教科書において、年間35時間分の教材が用意されているという理解でよいか。

事務局： よい。全ての教科書で、35時間の道徳の授業ができるようにするための教材が用意されている。

委員： 報告後半で、各者の特徴的な部分について説明があったが、各者の特徴が表れた着眼点がどれであるかは本資料からは分からない。このことについてはどのように考えているか。

事務局： 後半で報告した着眼点は、各者横並びに見たときに、特にその教科書に顕著な特徴が表れているものを取り上げた。従って、各採択地区では、本資料の表と教科書を見比べて確認することとなる。

委員： 各地区採択協議会において、本資料を分量で見たり内容で見たりするという意図で作成されたことは理解する。県教育委員会としては、このように示さざるを得ないということか。

事務局： そのように考えている。

委員： 調査研究結果を見ると、5(1)に「本文書体にはUD書体を使用している。」とあるが、「本文書体」の「本文」とは何を意味しているのか。

事務局： 教材文(読み物資料)の文章中の文字で調べている。

委員： UD書体にしようというのは、発行者のアイデアによるものなのか。

事務局： その通りであると捉えている。

会長： UD書体というのは、線の太さが全部同じでないと読みづらい、とめはねのところが多くなったり細くなったりして非常に読みづらいという話を聞いたことがあるが、字体のことだけではないのか。

事務局： 文字の形のことである。

委員： 日文とあかつきに「道徳ノート」別冊がついている。道徳ノート、別冊についての見解はあるのか。

事務局： 日文については、教材の発問に対応する形で「道徳ノート」を作成していると説明した。あかつきは教材とは対応していない形で、22の内容項目に合わせたページが作成されているた

め、その活用法は各学校で検討する必要があると考えている。

委員： あかつきについては、本文の教材と、別冊とは直接的なつながりがないという理解でよいか。別冊の活用については、学校で考えていけばよいか。

事務局： よい。その特徴についての適否については、採択する側で調査研究し、判断していただきたい。

委員： 調査項目の2（1）の現代的な課題について、「いじめ」と「生命尊重」と「情報モラル」の3つの項目があるが、それ以外の例えば、「LGBT」の課題や「世界を取り上げて習慣や風土の違いをテーマとして、国際化に向かう」というものも現代的な課題ではないのか。

LGBTを扱う教科書があるが、中学校1年生で勉強する道徳の内容として適当なのか。つまり、私たちの身近なところに性同一性障がいの子どもたちがいるということをきちんと子どもたちに学びとして付加しなければいけないということなのか。風土や風習などを越えたお互いの立場、在り方を尊重させなければならないよということを子どもたちに教える、学ばせる価値は何か。

事務局： 相互理解や公正・公平等の内容に関わる価値である。

委員： 子どもたちの体験のないことを取り上げて、子どもたちに先んじて、これからの時代に対応させるようなことが入れているような気がしてならないが、そのあたりはどうか。

事務局： 特徴として紹介させていただいたが、全者の中でLGBTについて取り上げている教科書は、日本教科書のみであったため、特徴として挙げさせていただいた。色々な教科書を調査する中で、情報モラルについても同様のことが言える。例えば、具体的なSNSのやり取りを通して子どもたちに考えさせるなど、経験している子もいれば経験していない子もいる「書き込み」の中でのトラブル等が示されていることもその一つである。今回の教科書の特徴的な部分であると感じた。

委員： 日本教科書ではLGBTを取り上げているということが特徴的だということを説明したという理解でよいか。

事務局： その通りである。それがよいとか悪いとかということではない。

会長： LGBTはかなり多様であり、本人が自覚しているかどうかということを別とすると、かなりのパーセントがあっておかしくない。道徳の教材として設定しても不適切ではないと個人的には思う。

委員： 観点1（2）の「話し合う言語活動の分量」について、極めて多いものと少ないものと両極端であるが、これはどのような見方をしているのか。

事務局： 資料に数として示したのは、直接的に、「話し合ってみましょう」とか「話し合おう」という表現で指示がされているものの数である。基本的には、どの教科書も話合いや議論することについては、例えば「授業の進め方」の中で触れてあったりするなどの立場はとっている。

委員： ある者では、「話し合ってみましょう」とか「話し合おう」と書いてあったのが1箇所だけだったということになり、発行者の意図に反し、話し合う教材がほとんどないという印象を与えてしまうのではないか。どの教材でも、学びのテーマ等を設定しながら考えようということで、話し合いながら考えるという方向だと思う。そう考えると、この数値を資料に示すことについては違和感がある。

事務局： 今の御意見について、このままの記載であれば誤解を招くと思われる。県教育委員会が示す本資料は、一読して理解できるようなものでなくてはならない。正確な表記にする必要があるため、事務局で検討をさせていただき、会長、副会長に承諾をいただいで進めていきたい。

会長： 修正をする方向で、結果については会長、副会長に一任をいただくことでよろしいか。異議のない方は挙手をお願いしたい。

委員： （全員挙手）

会 長： お認めいただいたということで、保留事項について事務局で検討し、承諾・決定していきたい。

② 審議事項

平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究結果（案）について

【事務局より】

- ・ 平成29年度の小学校教科書検定において、発行者から新たな検定申請がなかったため、県教育委員会としては、専門調査委員会を置かずに、平成26年度採択時に作成した小学校用教科用図書の調査研究結果を各教科担当主事が精査することとした。
- ・ 「平成26年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたもの」を基に、事務局の各教科担当指導主事が前回の調査研究結果を見直した結果、客観的な数値や本資料に取り上げられている教材や題材、単元等に変更を加えるべき点は見られなかったことから、県教育委員会が各市町村に対して示す資料として不適切な点はないとの結論に至った。

【審 議】

会 長： 意見や質問を承る。

委 員： 意見なし。

会 長： 本調査研究結果（案）について異議のない方は挙手をお願いしたい。

委 員： （全員挙手）

会 長： 御異議がないと認める。では、本（案）をもって、「平成31年度使用小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）調査研究結果」とする。

③ 審議事項

平成31年度使用義務教育学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」（案）について

【事務局より】

- ・ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定資料（案）の説明

【審 議】

会 長： 意見や質問を承る。

委 員： 資料に示された平成31年度一般図書一覧は、多くの出版物の中からどのように整理されたものなのか。

事務局： 文部科学省から県教育委員会に送付された「平成31年度用一般図書一覧」の中から、平成30年度に使用する教科書として採択された一般図書のうち、比較的採択数の多いもの、かつ、発行者が平成31年度用にも引き続き該当図書の発行を確定しているものを挙げている。平成31年度一般図書一覧より、15冊の提示があったためにこの15冊を調査研究した。このうち1冊は県の調査を通して不適切としたため、14冊を本年度提示している。

委 員： 削除されているものもあるのか。

事務局： 4件削除されている。平成31年度は発行者から供給されないものがあるためである。古いものも入っている。

委 員： 本年度新たに加わったものは、どこから分かるのか。

会 長： 表の左に○を付けている。

委 員： 先ほどの説明で、15冊中、1冊を不適切としたとあったが、どのような理由で削除したのか。

事務局： 文部科学省からの通知（「平成31年度使用教科書の採択事務処理について」）の中で、附則9条本に関する記述で、「可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもって
いる図書が適切であること。特定の教材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、
問題集の図書は適切でない。」とある。削除させていただいた図書は、時間・時計、お金等の計
算に係る問題集的な図書であると考えられたため、教科書としては不適切と判断した。

会 長： 平成31年度使用義務教育学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般
図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」（案）につい
て異議のない方は挙手をお願いしたい。

委 員： （全員挙手）

会 長： 御異議がないと認める。では、提案通り、本案を「一般図書選定資料」とする。

（2） その他の事項

① **教科書採択における公正確保の徹底について**

- ・ 意見なし。

5 終わりの言葉（学校支援課長）

- ・ 御審議を賜り感謝申し上げます。
- ・ 御意見をいただいたところについては、受け取る側がこれを見て理解できるものであるか、地区採択協議会の参考になり得るものであるかを考えていきたい。
- ・ 今後も、県教育委員会として適切な指導・助言又は援助ができるように、皆様の御意見を参考に進めていきたい。